

令和3年第1回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年1月8日（金） 午前9時30分～午前10時40分
場 所：芦北町役場3階議員控室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 3番：田口 昭広
4番：小島 政文 5番：尾上 春樹 6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽 8番：山田 和治 9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征 11番：片山 幸弘

○農地利用最適化推進委員

※コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2 報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可に
ついて
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画の審議について
日程第7 議案第5号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否
かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。令和3年もよろしく申し上げます。</p> <p>只今から、令和3年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、今回の総会は、コロナウイルス感染予防のため、農業委員のみで開催することとしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本日は、農業委員全員に出席いただいております。ありがとうございます。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は7番の〇〇委員、8番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の内容に漏れが1か所ありましたので、追記をお願いします。</p> <p>議案書1ページの報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、提出日である令和3年1月8日の後に「提出」と追記し、「令和3年1月8日提出」としてください。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>なお、新たな賃借人は決定しており、この後の報告第2号で説明します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第1号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第1号については、これで終わります。</p>

	<p>次に、報告第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の7年7か月です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>なお、本案件は、先ほど説明しました報告第1号の案件で、合意解約された分の新規設定になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>補足説明をいたします。</p> <p>中間管理事業の説明を新任の委員の方にできておりませんでしたので、ここで説明いたします。</p> <p>中間管理事業は、まず、中間管理機構というのがあり、それは、熊本県農業公社のことを言います。</p> <p>この事業は例えば、Aさんから熊本県農業公社が借り受けた後、新しい借受人のBさんに貸し付ける、農業公社を通して、第3者へ貸し付ける事業を言います。</p> <p>また、中間管理権というのがありまして、農業公社が借りる期間になります。基本的に公社が借りる期間は10年間以上となっており、その後、賃借人に5年間、10年間と貸し付けることになります。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第2号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第2号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p>

農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、町外に居住しており、耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、自己所有地の隣地にあり、果樹園の規模拡大を図るため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「肥薩おれんじ鉄道 湯浦駅」の北東側、約820mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、デコポンが作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、町外に居住しており、耕作管理が困難なため、売り渡す。譲受人は、自己所有地の隣地にあり、果樹園の規模拡大を図るため、買い受ける。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、町外に居住しており、耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、買い受け、適正に管理する。となっています。

ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「株式会社レヴアル」の北東側、約450mの5筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後は、ミカンを作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、町外に居住しており、耕作管理が困難なため、売り渡す。譲受人は、買い受け、適正に管理する。という

	<p>ことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局と現地確認をしました。譲受人は、ミカンの栽培が非常に良く出来てお</p> <p>りまして、適正に管理されておりましたので、問題ないと思います。よろしくお</p> <p>願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>5日に事務局と〇〇推進委員と現地を確認しました。申請地は、譲受人の自宅</p> <p>裏にありまして、適正に管理される意欲が見られましたので、良いことだと思</p> <p>います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議</p> <p>題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の</p> <p>議決を求めるものです。</p>

1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は植林です。なお、本申請は、追認案件で始末書が添付されています。ピンク色総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「女島地区生涯学習センター」の南側、約 1.6 km の場所になります。

現地確認ですが、申請地は既に植林されており、未登記であったため、今回の申請になったとのこと。

また、周囲に農地は存在しないため、影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の 4 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには申請地のみの 55 m²です。

黄色調査書の 3 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが「申請地は、柑橘栽培を行ってきたが、猪害や労力不足による周辺農地の山林化に伴い、生産性が低下したため、20 年以上前にヒノキを植林したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。

代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済であること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「芦北町役場田浦支所」の南側、約 230 m の場所になります。現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で既にかさ上げがされていました。周辺農地

	<p>とは段差があり、営農条件の支障はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の7ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、南側の側溝へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は市街地化が著しい区域内にある農地で、「芦北町役場田浦支所」から南側、約230mの距離に位置しており、300m以内であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>黄色調査書の4ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、先ほど説明したとおり、農地区分は第3種農地です。第3種農地は原則、転用可能な農地に分類されます。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、令和2年7月豪雨により、住宅が床上浸水し、生活に支障が出ていることから、個人住宅を新築するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、申請地が第3種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>5日に〇〇推進委員と事務局と現地を見ました。申請地周辺は既に山林化しておりまして、事務局の説明されたとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を9番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>5日の現地確認は、諸事情により出席できませんでしたので、昨日、確認してきました。事務局の説明どおりです。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第2号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「田浦阿蘇神社」の西側、約 2 1 0 m の場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の周辺に農地は存在しないため、周辺農地への影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の 1 0 ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、北側の側溝へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の 1 1 ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには申請地のみ 2 8 8 m²です。</p> <p>黄色調査書の 5 ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約の種類は売買です。 ● 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ● 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲渡人は現在、八代市に借家住まいであるが、両親の面倒を見るため、実家近くに個人住宅を新築することから、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は子牛の運動場です。

ピンク色総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「中小場公民館」の南側、約620mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で南側に農地が存在しますが、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への営農条件の支障はないと感じました。

ピンク色総会資料の13ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の14ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約1.4haです。

黄色調査書の6ページをお願いします。

- 契約の種類は売買です。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、畜産業を行っており、子牛の成長に欠かせない日光浴及び運動する場所が必要なことから、子牛の運動場を整備するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

	<p>議案書に戻ります。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。なお、本申請は追認案件で、始末書が添付されています。</p> <p>ピンク色総会資料の15ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「町立田浦中学校」の東側、約100mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は以前から、住宅として利用されていたが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回の申請になったとのこと。また、申請地周辺に農地は存在するが、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の16ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は既存の合併浄化槽により、東側の排水路に排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の17ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約4.1haです。</p> <p>黄色調査書の7ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は使用貸借です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「昭和54年に借人の母が実家から申請地を無償で借り受け、住宅を建築したものであるが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。</p>

	<p>先ほど事務局から説明のありましたとおり、譲受人は現在、八代市に住まわれており、申請地に家を建てるということですが、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>2番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>5日に事務局と〇〇推進委員と現地に行ってみりました。申請地付近は、私がいつも通る場所で、申請地は草も茂っている所でしたが、現地確認の際には、草払い等、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>使用貸借権設定の部1番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。</p> <p>先ほど事務局から説明のありましたとおり、個人住宅を建てる際に、登記をしていなかったということでした。以上です。</p> <p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第3号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利</p>

	<p>用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は甘夏で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は甘夏で設定期間は再設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は花で設定期間は再設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第4号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>次に、議案第5号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条の第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>整理番号1番及び2番については、田浦地域の農地で、以前、果樹栽培を行っていたところになります。所有者が同じですので、まとめて説明します。</p> <p>土地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、1番・2番ともに森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。</p> <p>現地の状況等の詳細については、後でまとめて説明します。</p> <p>次に、整理番号3番から議案書10ページの整理番号25番までですが、これは、令和2年7月豪雨により、山崩れが発生した箇所になりまして、現況が山であったため、農地の災害復旧事業では、対応できなかったため、実際の現況に即して非農地判断を行い、治山事業により復旧を行うものです。</p> <p>まとめて説明します。</p> <p>3番から7番までが田川地区になります。</p> <p>8番から11番までが宮浦地区になります。</p> <p>12番から15番までが乙千屋地区になります。</p> <p>16番から25番までが計石地区になります。</p> <p>土地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、すべての場所で山崩れが発生していましたが、ほとんどが森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>ただし、6番・10番・19番・21番については、崩れた土砂により山林化しているかどうか、確認できませんでしたが、雑木や土砂が堆積しており、また、周囲も山林化していたため、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込めます。</p> <p>現地確認の結果ですが、3番から25番まで全てにおいて、非農地と判断できると思われます。</p>

それでは、詳細について説明します。

資料1「非農地判断 現地確認資料」をお願いします。

まず、1ページに整理番号1番・2番の位置図を記載しています。

2ページに整理番号1番、3ページに整理番号2番の航空写真図を載せています。

4ページの上側が整理番号1番の現況写真で、下側が2番の現況写真になります。

どちらも写真のとおり雑木等が生い茂ってありました。

次に、5ページをお願いします。

整理番号3番から7番の田川地区の位置図を記載しています。場所は、牛淵バス停付近になります。

6ページが航空写真図になります。

7ページが整理番号3番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

8ページが整理番号4番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

9ページが整理番号5番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

10ページが整理番号6番の写真になります。土砂崩れにより、雑木や土砂等が堆積している状況です。

11ページが整理番号7番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

次に、12ページをお願いします。

整理番号8番から10番及び11番の宮浦地区の位置図を記載しています。

場所は、8番から10番までが最近、基盤整備が完了した農地の東側になります。11番がやびつ峠の地蔵さん及び水飲み場があるところです。

13ページが8番から10番までの航空写真図になります。

14ページが11番の航空写真図になります。

15ページが整理番号8番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

16ページが整理番号9番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

17ページが整理番号10番の写真になります。土砂崩れにより、雑木や土砂等が堆積している状況です。

18ページが整理番号11番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

次に、19ページをお願いします。

整理番号12番から15番の乙千屋地区の位置図を記載しています。場所は、乙千屋集落の東側になります。

20ページが航空写真図になります。

21ページが整理番号12番及び13番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

22ページが整理番号14番及び15番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

次に、23ページをお願いします。

整理番号16番から25番の計石地区の位置図を記載しています。

場所は、計石郵便局の北側になります。

24ページが航空写真図になります。

25ページが整理番号16番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

26ページが整理番号17番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

27ページが整理番号18番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

28ページが整理番号19番の写真になります。土砂崩れにより、雑木や土砂等が堆積している状況です。

29ページの上側が整理番号20番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。下側が整理番号21番の写真になります。土砂崩れにより、雑木や土砂等が堆積している状況です。

30ページが整理番号22番から25番の写真になります。写真のとおり雑木等が生い茂っています。

31ページ及び32ページに現地調査の結果を記載しています。

現地確認の調査結果ですが、整理番号1番から25番まで全てにおいて、雑木等が生い茂り、山林化しているため、農地への復元が困難であること。また、農

	<p>地に復元しても周囲の状況が山林化しているため、農地として継続した利用が見込まれない等により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>説明の中に7月豪雨の被害を受けた農地がありましたが、復旧工事をするには、現況にあわせて、非農地にしないと工事ができないということです。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番から2番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。</p> <p>1番は、竹が生えており、非農地判断が妥当だと思われました。</p> <p>2番については、以前は甘夏をされていた場所でしたが、現在は辞められて、7～8年経ち、非農地となっております。</p> <p>3番から7番の田川地区と8番から11番の宮浦地区の案件を7番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7月豪雨災害によって、土砂崩れし、資料の写真にありましており、ほとんど現状が確認できない状況になっています。</p> <p>事務局から説明がありましたが、林野関係で復旧工事をされるということで、農地であるとはできないため、どうぞよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>12番から15番の乙千屋地区と16番から25番の計石地区の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地確認に行きました。先ほど〇〇委員が言われたとおりで、豪雨災害の復旧工事のため、申請されるということです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第5号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。
3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。
6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。
7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。
8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。
9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。
13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。

14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。

15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。

16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。

17番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、17番については、原案のとおり決定しました。

18番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、18番については、原案のとおり決定しました。

19番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、19番については、原案のとおり決定しました。

20番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、20番については、原案のとおり決定しました。

21番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、21番については、原案のとおり決定しました。

22番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、22番については、原案のとおり決定しました。

23番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、23番については、原案のとおり決定しました。

24番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、24番については、原案のとおり決定しました。

25番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、25番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。